

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県牛久市

2 構造改革特別区域の名称

牛久市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

牛久市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 牛久市の状況

茨城県牛久市は、茨城県の南部に位置し、東京から北東約 50km の距離にある。面積は 58.89k m² で、人口は 77,318 人（平成 17 年 4 月 1 日現在、外国人含む）住民基本台帳による世帯数は 28,409 世帯、一世帯あたりの人員数は 2.72 人である。人口の推移としては、昭和 40 年には 17,203 人であったが、その後、高度経済成長期における首都圏への人口集中の受け皿として、昭和 41 年に「首都圏近郊整備地帯」の指定を受け、都市基盤の整備が進んだことにより著しい増加を続けてきた。近年は、以前ほどの急激な増加はないが、今後も引き続き増加傾向が続くものと予測される。65 歳以上の人口は 11,269 人（平成 17 年 4 月 1 日現在、外国人を除く）で高齢化率 14.77% となっており、今後 10 年間は年平均約 1,000 人以上のペースで増加していく見込みである。身体障害者手帳所持者は 1,541 人、療育手帳所持者は 292 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 116 人（いずれも平成 17 年 3 月 31 日現在）である。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者

平成 17 年 3 月末現在、65 歳以上人口 11,269 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている高齢者の数は 1,513 人で、認定率は 13.4% である。

要介護（要支援）認定者数

平成17年3月31日現在

単位：人

| 区 分 | 要支援 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|-------|
| 65歳以上 75歳未満 | 31 | 82 | 32 | 31 | 21 | 20 | 217 |
| 75歳以上 | 115 | 438 | 209 | 181 | 168 | 112 | 1,223 |
| 40歳以上 65歳未満 | 4 | 22 | 15 | 6 | 14 | 12 | 73 |
| 計 | 150 | 542 | 256 | 218 | 203 | 144 | 1,513 |

要支援・要介護認定者のうち、要介護3～5の認定を受けている565人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推定される。また、要支援～要介護2の認定を受けている948人の大部分は、福祉車両は必要ないものの、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であり、セダン型車両による移送の潜在的需用者と推定される。

身体障害者

身体障害者手帳所持者数

平成17年3月31日現在

単位：人

| 区 分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|
| 視覚障害 | 23 | 29 | 6 | 7 | 17 | 11 | 93 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 4 | 49 | 25 | 14 | 0 | 32 | 124 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 0 | 1 | 21 | 5 | 0 | 0 | 27 |
| 肢体不自由 | 215 | 216 | 141 | 148 | 79 | 37 | 836 |
| 心臓機能障害 | 136 | 1 | 49 | 25 | 0 | 0 | 211 |
| じん臓機能障害 | 131 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 131 |
| 呼吸器機能障害 | 15 | 1 | 28 | 8 | 0 | 0 | 52 |
| ぼうこう・直腸機能障害 | 0 | 0 | 3 | 55 | 0 | 0 | 58 |
| 小腸機能障害 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 免疫機能障害 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 計 | 527 | 301 | 275 | 262 | 96 | 80 | 1,541 |

平成 17 年 3 月末現在、身体障害者手帳の交付者数は、1,541 人で、うち視覚障害者 93 人、肢体不自由障害者 836 人の多くが、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であると推定される。

視覚障害者やじん臓機能障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送の潜在的需要者であると思われる。

知的障害者

平成 17 年 3 月末現在、療育手帳の交付者数は 292 人である。

知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由との重複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、セダン型車両を用いた移送サービスにより、本人をよく理解している特定の運転者が外出支援を行う必要がある。

療育手帳所持者数 平成 17 年 3 月 31 日現在 単位：人

| 区 分 | 最重度 | 重度 | 中度 | 軽度 | 計 |
|-----------|------|------|-----|-----|------|
| 18 歳以上 | 45 | 62 | 57 | 45 | 209 |
| (うち施設入所者) | (20) | (22) | (8) | (1) | (51) |
| 18 歳未満 | 15 | 23 | 22 | 23 | 83 |
| (うち施設入所者) | (3) | (0) | (0) | (0) | (3) |
| 計 | 60 | 85 | 79 | 68 | 292 |
| (うち施設入所者) | (23) | (22) | (8) | (1) | (54) |

精神障害者

平成 17 年 3 月末現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 116 人である。

精神障害者のうち一部の方については、公共交通機関の利用が困難であり、移動制約者に含まれると推定される。

(3) 公共交通機関の状況

市内を走る鉄道としては、JR 常磐線が通っているが駅は 2 つであり、市内の移動にはほとんど利用できない。

市内のバス路線としては、関東鉄道の 9 系統のバス路線が走っているが、運

行エリアは市内の一部幹線道路を経由するのみであり、きめ細かいバスサービスが実現されていない。

市内に本社、営業所を置くタクシー会社は5社で、97台のタクシーを所有しているが、車イスなどに対応できる福祉車両はない。

(4) 牛久市社会福祉協議会の移送サービス事業

牛久市社会福祉協議会では、牛久市からの委託により、身体障害者手帳1級、2級の方などで、車椅子を常時使用している方や視覚障害のある方を対象に、移送サービス事業を実施している。福祉車両での有償運送については、2台の車両を使用して行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

牛久市は、東西に約14.5km、南北に約10.7kmの広がりを持っており、鼓のような形態となっていることもあり、交通不便地域が多い状況である。そうした状況に対応して、現状の公共交通機関では外出が困難な障害者・要支援者などに対して、ボランティア団体による移送サービスが必要な状況になっている。その中でも、人工透析患者や視覚障害者、歩行困難ではあるが座位は保てる要支援者など、必ずしも福祉車両を必要としない移動制約者の送迎については、セダン型車両を利用した移送サービスが有効であると考えられる。

特に人工透析患者については、頻繁な通院が必要不可欠であり、通院という性質上、朝のラッシュ時間帯に重なることや病院での待ち時間が必要であり、福祉車両だけでは、すべての需要に対応することが難しい状況にある。また、透析後には出血の危険性があるなど、一般の公共交通機関での移動は難しい一方、福祉車両が必要な状態ではない場合が多い。

歩行困難な移動制約者などは、公共交通機関の利用が難しくなるにつれて、外出をあきらめて家に閉じこもる傾向があり、セダン型車両により外出支援を行うことで、生活に楽しみを取り戻し、介護予防につながる効果が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

要介護者や障害者が住みなれた家庭や地域で、元気に生きている充実感を持ち、いきいきと生活していくためには、社会との接点を持ちつづけることが重要である。牛久市では、「牛久市障害者プラン」に基づいて、電車やバスなどによる外出が困難な障害者などに対して、重度身体障害者移送サービス事業や福祉タクシー券の交付などを実施してきたが、タクシー券については交付枚数に制限があり、通院などの場合は利用時間帯が午前10時ごろに集中するため、障害者などが必要とする外出需要のすべてが満たされるには至っていない。高齢化の進行などにより、外出支援が必要な方の数は増えつづけており、行政の施

策だけでは十分に対応できない。

行政とボランティア移送団体が協力して、移動制約者の外出支援を推し進め、移動制約者が健常者と同じように外出できる自由を享受できる社会に近づけていくことを構造改革特別区域計画の目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し充実していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなる。さらに、これまでは諦めていた、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、要介護者の介護予防効果や、社会的入院の減少が期待でき、増えつづける介護保険事業費や医療費の抑制につながる可能性がある。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー利用料金助成事業（社会福祉協議会事業）

内容：重度の障害がある方が、通院等で利用するタクシーの「初乗り運賃」を助成する。

対象： 身体障害者手帳1、2級の方

療育手帳A、Aの方

精神障害者保健福祉手帳1級の方

本人又は家族が自動車税の減免を受けている方は対象外。

福祉タクシー券交付枚数：年間24枚（じん臓機能障害の場合は、年間96枚）

交付者数、交付枚数：57人、2,304枚（平成16年度）

利用枚数、利用額：1,053枚、693,960円（平成16年度）

(2) コミュニティバス（かっぱ号）運行事業

実施主体：牛久市 都市計画課

対象者：だれでも利用できる

運行コース：9コース

運行実績

| | 平成15年度 | 平成16年度 |
|------------|---------|---------|
| 年間運行日数 | 265日 | 359日 |
| 年間利用人数 | 56,014人 | 81,324人 |
| 1日あたりの利用者数 | 211.4人 | 226.5人 |

別紙 構造改革特別区域内において実施し又はその実施しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

・ 牛久市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

(2) 事業がおこなわれる区域

・ 出発地又は到着地が牛久市

(3) 事業により実現される行為

・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者などで、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車いす対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。

人工透析患者や知的障害者、座位を保てる移動制約者等に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大する。

(1) 牛久市有償運送運営協議会の設置

牛久市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、牛久市が主宰者となり、牛久市有償運送運営協議会を設置する。

第1回運営協議会は、平成17年9月14日に開催。

運営協議会の委員構成

つぎに掲げる者および団体からの推薦者15名以内で構成され、市長が委嘱する。

- 1) 地方運輸局長若しくは運輸支局長又はその指名する職員
- 2) 公共交通に関する学識経験者
- 3) 有償運送の利用者の代表
- 4) 住民の代表
- 5) ボランティア団体の代表
- 6) バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表
- 7) 牛久市職員

運営協議会の開催

- ・ 協議会は、会長が招集する。
- ・ 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 協議会の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- ・ 必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

運営協議会の庶務は、牛久市保健福祉部社会福祉課が行う。

(2) 運送主体及びその運送の対象

運送主体は、牛久市で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等で、運行体制や料金などについて運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」。
- ・ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」。
- ・ その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)精神障害、知的障害等により単独での移動が困難であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両ならびにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される自

家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80 条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行く。文字は縦横 5 センチ以上とする。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号および初年登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(4) 運転者

自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力および経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前 2 年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、または、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者、その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る

講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(5) 損害賠償措置

- ・ 運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(いずれも搭乗者障害を対象に含むものに限る)に加入していること。
- ・ 運営主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(6) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、以下のように明確に整備されていること。

- ・ 運送主体において、運行管理責任者が選任されており、指揮命令系統が明確にされていること。
- ・ 運転者が自宅から利用者宅へ直接出向く場合には、電話等により運行管理に関する指示・伝達・報告が確実に実施される体制が整っていること。
- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止や安全確保に関する研修等計画があること。
- ・ 運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応責任者が明確であること。
- ・ 牛久市および運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録・対応する体制となっており、対応責任者が明確であること。
- ・ 牛久市および運送主体において、有償運送の条件が確保されているかどうかを随時確認する体制が整っており、責任者が明確であること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。